

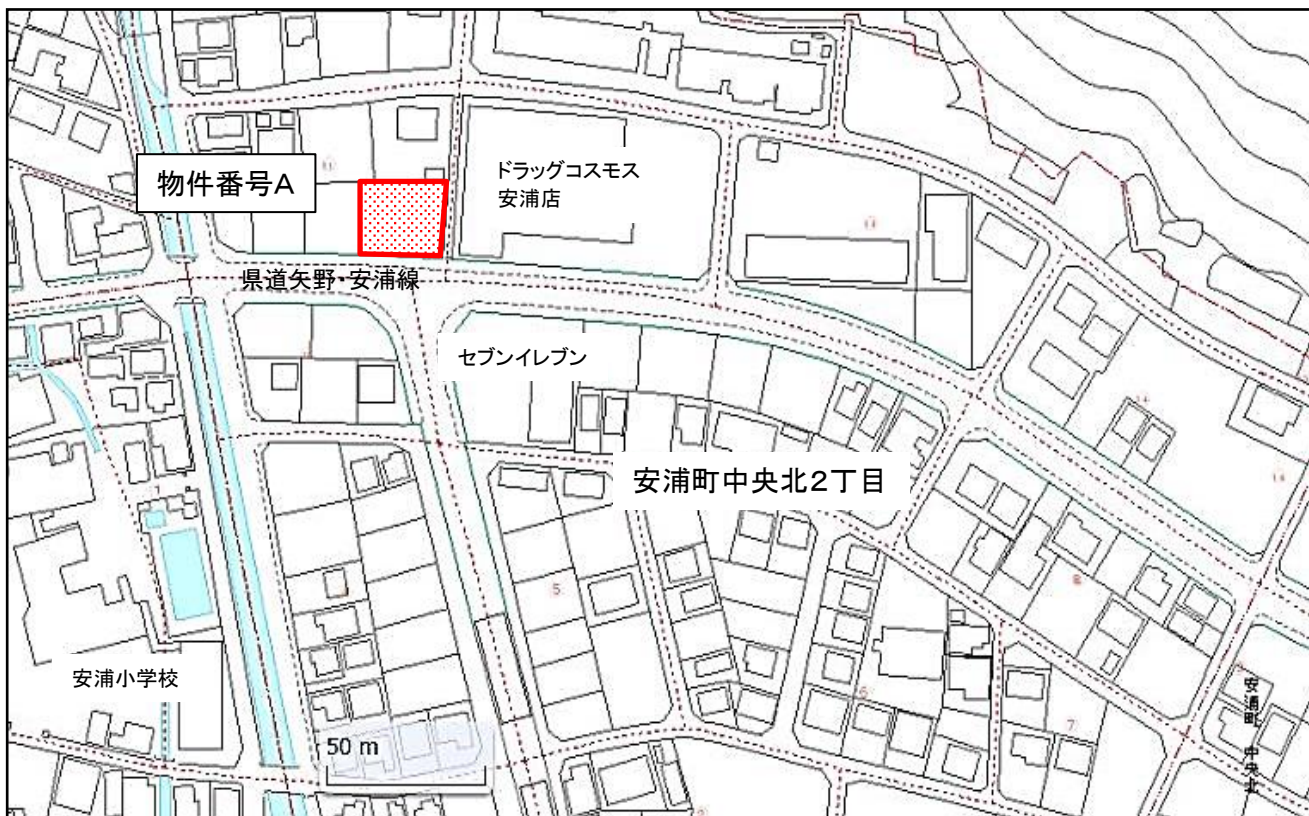
物件調書

物件番号A

分譲価格 23,200,000円

所在及び地番	安浦町中央北二丁目1016番1		
地目	宅地		
地積	611.10㎡(184.85坪)		
形状等	整形(間口約24m, 奥行約23m)		
接面道路の幅員	南側幅員約16m市道		
用途地域等	都市計画区域:区域内(川尻安浦都市計画区域) 第二種住居地域(建ぺい率60%/容積率200%) 景観計画区域:区域内(呉・川尻・安浦地域) 宅地造成工事規制区域:区域外 土砂災害防止法による区域:区域外 津波災害警戒区域:区域外 呉市屋外広告物条例(合計で10㎡を超える屋外広告物を設置する場合は許可が必要)		
供給施設等の引込みの可否	上水道	可(引込み2箇所あり)	※負担金要:使用前に上下水道局と協議必要
	下水道	可(公共ます2箇所あり)	※分担金不要:使用前に上下水道局と協議必要
	電気	可	
	都市ガス	否	
近接交通機関及び公益施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄駅・・・JR安浦駅(約700m) ・最寄バス停・・・安浦地区生活バス御幸橋バス停(約120m) ・最寄小学校・・・呉市立安浦小学校(約300m) ・最寄中学校・・・呉市立安浦中学校(約850m) ・官公署・・・安浦市民センター(約950m) 		
参考事項	<p>・区画整理事業施行地区内のいくつかの地点でボーリング調査等を実施し、呉市管財課においてデータを公表していますので、将来的に建築物の建築等を予定されている方は、データを参考に予定建築物に応じた地盤の強度をあらかじめご検討の上、お申し込みください。</p> <p>・上水道は引込みが2箇所、下水道は公共ますが2箇所あります。 【上水道関係】 ・一つの敷地につき給水管の引込みは一箇所となりますので、一つの敷地として利用する場合は、引込みを一箇所とし、残りの引込管を撤去する必要があります。詳しくは、呉市上下水道局へお問い合わせください。なお、この場合において、所有権移転前に申し出があれば、当該引込管の撤去に係る工事については呉市管財課が行います。</p> <p>【下水道関係】 ・下水道のますが敷地内に2箇所ありますが、原則撤去することはできません。詳しくは、呉市上下水道局へお問い合わせください。</p> <p>・本物件は平成30年7月豪雨での浸水等の災害はありませんでしたが、そのことが将来にわたり当該地の安全性を保証するものではありません。 ・本物件の分譲価格は、本調書に記載する条件等を踏まえ設定しています。 ・現状有姿での引き渡しとなります。 ・お申し込みになる前には、必ず現地をご確認ください。 ・本要領9(その他の留意事項)を熟読の上、お申し込みください。</p>		

位置図



詳細図

